

横須賀市市税納付推進センター業務受託事業者選考委員会設置要
綱

(設置)

第1条 横須賀市市税納付推進センター業務に係る受託事業者の選考を、公平かつ適正に実施するため、横須賀市市税納付推進センター業務受託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、横須賀市市税納付推進センター業務に係る受託事業（以下単に「受託事業」という。）の提案をした者について、その者が提出した書類の内容等を審査し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる課長を委員として組織する。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 税務部税制課長
- (3) 税務部納税課長
- (4) 民生局健康部健康保険課長
- (5) 都市部市営住宅課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、税務部納税課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 2 委員長は、必要に応じて受託事業に精通した職員を補助員として同席させることができる。
- 3 補助員は、必要に応じて受託事業に関する説明、質疑応答その他の必要な発言をすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、税務部納税課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。